

熊谷市卓球連盟弔意規定

(目的)

第1条 本規定は、熊谷市卓球連盟の役員の弔意にかかわる規定を定める。

(範囲)

第2条 本規定の範囲は次のとおりである。

参与、役員

(弔意)

第3条 第2条に掲げる参与、役員への弔意の内容は次のとおりとする。

生花、香典 1 万円

附則 この規定は、令和6年5月25日から施行する。